

居宅介護・重度訪問介護サービス 重要事項説明書

ふたば寝屋川ケアサービス

居宅介護・重度訪問介護サービス 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して社会福祉法第76条及び大阪府指定障がい福祉サービス事業者の指定並びに指定障がい福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 結
代表者氏名	代表取締役 結城 直美
本社所在地 (連絡先)	大阪府寝屋川市松屋町19番6号香里プラザⅢ301号室 Tel:072-812-1135 Fax:072-812-1137
設立年月日	平成24年5月1日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社 結（以下「事業者」という。）が設置するふたば寝屋川ケアサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運 営 方 針	<p>1 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「大阪府指定障がい福祉サービス事業者の指定並びに指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 107 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。</p>
---------	--

(2) 事業所の所在地等

事業所名称	ふたば寝屋川ケアサービス	
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児 精神障がい者 難病等対象者	
指定事業所番号	居宅介護 重度訪問	指定 2710301306 号（平成 24 年 7 月 1 日指定）
事業所所在地	寝屋川市松屋町 19 番 6 号香里プラザⅢ301 号室	
相談担当者名	氏名：清水 由香	
連絡先	Tel:072-812-1136 Fax:072-812-1137	
事業所の通常の事業実施地域	寝屋川市、門真市、守口市、四條畷市	
事業所が行う他の指定障がい福祉サービス	同行援護	指定 2710301306 号（平成 27 年 10 月 1 日指定）

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝日、8/13～8/15、12/30～1/3は除く）
営業時間	午前9時～午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	清水 由香
---------	-------

	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 人
サービス提供責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画等の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない必要に応じて変更を行います。 5 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整を行います。 6 介護従業者（以下ヘルパーという）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 	常勤 人
ヘルパー	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅介護計画等に基づき、サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 	常勤 人 非常勤 人
事務職員	介護給付費の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 人

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
	その他必要な身体介護	褥瘡防止等の為に体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他必要な家事	関係機関への連絡その他必要な家事援助を行う。
通院等介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く）		通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等受診などの手続、移動等の介助を行います。

<p>重度訪問介護</p>	<p>入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。</p>
---------------	---

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、定率負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画または重度訪問介護計画の見直しを行いません。

- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画等に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 利用料金の目安は、<別表>の通りです。

4 その他の費用について

① 交通費	<p>通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障がい児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。</p> <p>(1) 事業所から片道10キロメートル未満 200円</p> <p>(2) 事業所から片道10キロメートル以上 300円</p> <p>また、サービス提供中に交通費が必要な場合は、実費をその都度ご負担いただきます。</p>
② サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者(お客様)の別途負担となります。
③ 入場料等	サービス提供にあたり必要な入場料、利用料等については実費をお支払いいただきます。また、食事が目的の外出の場合には食事代を含みます。

5 利用者負担額及びその他の費用の請求の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>◎りそな銀行寝屋川支店 ◎普通0236762 ◎口座名義人 株式会社 結</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、お支払いの督促からお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画または重度訪問介護計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」等を作成します。作成した居宅介護計画等については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は居宅介護計画等にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画等の変更

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

(6) 身分証携行義務

介護従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7 秘密保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、居宅介護又は重度訪問介護を円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

8 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う居宅介護又は重度訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った居宅介護又は重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損がい賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損がい賠償保険に加入しています。

- ◎ 保険会社名 株式会社 損がい保険ジャパン
- ◎ 保険名 ウォームハート
- ◎ 保障の概要 対人、対物、財物の事故損壊、紛失、盗難等の損がい補償

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡します。

10 苦情解決の体制及び手順について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

〈苦情相談窓口〉

【事業者の窓口】 ふたば寝屋川ケアサービス 担当者 清水 由香	所在地 寝屋川市松屋町 19 番 6 号 香里プラザⅢ301 号室 Tel 072-812-1136 Fax 072-812-1137 受付時間 9：00～17：00
【市町村（保険者）の窓口】	所在地 Tel Fax 受付時間
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪府中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6191-3130 Fax 06-6191-5660 受付時間 10：00～16：00

11 提供するサービスの第三者評価実施状況

事業所では、第三者評価実施については行っていません。

12 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定をおこないます。

虐待防止に関する責任者	清水 由香
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用支援を行います。

(3) 苦情解決体制の整備を行います。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、研修を通じて従業者の人権意識の向上や、知識、技術の向上に努めます。

(5) 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

13 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障がい福祉サービス事業者の指定並びに指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府寝屋川市松屋町 19 番 6 号香里プラザⅢ301 号		
	法人名	株式会社 結		
	代表者名	代表取締役 結城直美	印	
	事業所名	ふたば寝屋川ケアサービス		
	説明者氏名		印	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

(平成 28 年 6 月 管理者変更の為更新)

(平成 28 年 10 月 住所変更の為更新)

(平成 29 年 7 月 管理者変更の為更新)

(平成 30 年 4 月 制度の為更新)

